鹿児島県公報

令和4年4月1日(金)第299号の2



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

訓

令

○鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令(※)

(人事課取扱い) 1

訓

鹿児島県訓令第8号

鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令

鹿児島県職員服務規程(昭和35年鹿児島県訓令第25号)の一部を次のように改正する。 第10条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による命令は、庶務事務システムを使用して行うことができる。

附則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。